

合法木材制度の普及の現状報告

熊本県木材協会連合会

H 2 2 , 8 , 2 0

○制度の創設

林野庁のガイドライン、全木連の行動規範等を受け、熊本県木材協会では、H 1 8 年 5 月に、「県木材協会の行動規範」、「事業者認定実施要領」を定め、ホームページへ公表するとともに、会員及び関係機関に説明会を重ねた結果、H 1 8 年度においては、37の事業者を認定した。

その後、改めて説明会を重ねた結果、

H 1 9 年度には、65の認定事業者へ

H 2 0 年度には、70の認定事業者へ

H 2 1 年度には、90の認定事業者へと増加し、

H 2 2 年 8 月現在では、96の事業者を認定したところ。

因みに、第一期認定者の更新期に差し掛かり、18, 19年度に認定した事業者の更新手続きを行っているところであるが、廃業または休止した事業者以外は全て更新認定したところ。

事業者認定の経緯からして、平成20年度には概ね新規申し込みも落ち着き合法認定者数もこの程度と思われたものの、平成21年度以降に急激に新規認定申請が増え、更に、数社の認定申請希望者があり、100者を越えようとしているのは、下記のとおり状況の変化によるものと思われる。

まず、制度創設以来、国においては、グリーン購入法の一部が改正され、国が調達する木製品については合法性を求めることが強化されたが、制度の趣旨が国の出先機関まで徹底していなかったせいも、ごく最近まで合法証明の発行についての問い合わせ・トラブルは少なかったものの、ここに来て、納材段階で工務店からの合法証明要求が強くなってきた。

また、県に対しては、公共工事に木材の使用を呼び掛けるとともに、合法性を発注仕様書に折り込むよう要請してきたが、結果としてH 2 2 年度から正式に折り込まれることとなった。

更に、国交省が打ち出した「長期優良住宅制度」では、地域材の証明の一つとして合法証明が採用されたことに伴い、工務店からの産地証明書の要求が強まり合法証明書の発行の仕方に関する問い合わせが増えてきた。

これらを要因として、本県では、合法性として「森林認証制度・SGEC等」が先行していたものの、素材生産段階での合法制度が著しく増加し、現に民間の素材生産業者の認定申請が増えている。

全木連に報告のとおり、合法木材の取扱実績では、素材で5万m³・製品で5千m³程度であるが、以下の事例をみると今後確実に合法木材の取扱量は増えていくものと思われる。

○合法木材取扱事例

1、国の工事への納材事例

県内にある税務大学の改修工事に木材流通業者が米材を納材したところ、元請け業者から合法証明を求められたので、新たに事業者認定の問い合わせがあると同時に、合法証明についての照会があった。

県木連としては、会員でなければ認定事業者になれないこと、米材については協会の制度が所管する範疇外であることを説明し、当該業者は証明書を発行出来ない旨了解を求めた。

結果としては、米材輸入商社から輸出証明を頂いて対処した模様。

2、県の学校工事への納材事例

郡部の小学校工事に納材した会員ではあるが認定業者ではない製材業者が、工事の元請から県産材証明を求められたが、これまでも証明書を発行したことがなかった会員は、元請に県木連に制度について問い合わせ、出来たら県木連から県産材証明を貰うよう元請け業者に伝えたとのこと。

この後、元請から証明書の発行が出来ないかとの照会があったので、発注者が求めているのは県産材証明なのか、産地証明なのか発注者に確認をして貰いたいこと、県木連としては産地証明は出来ないことを伝えた。

結局、発注者が地元製材所であったため、素材市場の証明で穏便で処理した模様。後日、会員が所属する分会の総会で改めて合法制度の説明を行ったところ、以前の説明会の時点では、差し迫ったこととは思わず合法制度に関心を示さなかったが、身近な事例に遭遇し会員全員が、時代の流れを感じ改めてそういう時代になったことを納得。

3 , 長期優良住宅制度の影響

H 2 2 年 2 月から長期優良住宅制度が具体的に動き出したが、4 月以降、これまでは何の要求も無かった工務店から産地証明要求があり、数件の製材業者から、産地証明の仕方の照会があり、これまでの合法証明に伐採市町村を一項目追加し証明書を発行する旨指示するも、元々証明書をあまり発行したことがない認定事業者にとっては目新しいこととなった。

4 , チップ工場の認定

製紙工場に納品しているチップ工場（チップ生産のみ）から、合法の事業者認定の問い合わせがあり照会したところ、製紙工場が間伐の証明されたチップが欲しいとのことで証明書発行の事業場認定を受けたいとのこと。このため、チップ原料の仕入れ先で間伐証明を貰い、それを根拠に御社名で証明書を発行する旨伝え、おって新規の認定事業体に認定したところ。

5 , 合法研修会の雰囲気が変わる

例年、合法認定事業者等を対象に「合法制度普及のための研修会」を実施してきたが、これまでは、合法証明書を受け取ることも稀であり、発行することもありなかつたし、納材先からも要求がなかつたため、発行する証明書の様式や誰の名義で証明するのか等具体的な事務の質疑がなかつたが、

今年の研修会では、

「伐採届はどうするのか」

「求められる証明書の書式が異なるが」

「市場では極ごとに証明書を発行するのか」

「S G E C との関わりはどうか」

「保安林を伐採したときの証明は」

「分別管理とはどうすれば良いのか」

「市場に証明書を求めたが埒があかなかつた」

「プレカット工場にも証明を求められたが」 など具体的で認定事業者としての自覚と責任と証明書発行に前向きな姿勢がみられた。

6 , 工務店からの要求

県木連では、認定事業者の認定番号をホームページで公表しているが、工務店もこれらを確認しているらしく、認定事業者もこの番号の意義と効能を自覚し出した。工務店からの要求は、確実に長期優良住宅の地域材証明に基づいているものと思われる。

こうした様々な状況の変化が制度普及の追い風となっている。